

会長等の選出について

- 「宮崎県がん対策審議会条例」（平成 27 年条例第 42 号。以下、「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、審議会の会長は、委員の互選によって定めることとなっています。
- 今回、書面開催となったため、事務局案として会長に河野雅行委員を提案します。
【理由】
 - ・ 宮崎県医師会長としてがん医療をはじめとした本県の医療事情に精通されている。
 - ・ 平成 27 年 12 月以降、令和 3 年 11 月まで宮崎県がん対策審議会の会長をお務めいただいている。
- なお、条例第 5 条第 3 項の規定により、会長は、あらかじめ職務代理者を指名することとなっておりますので、会長が決定後に改めて委員の皆様にお示しいたします。
- また、条例第 7 条第 1 項の規定により、審議会の下にがん登録部会を置いておりますが、部会に属する委員は、会長が指名することとなっておりますので、こちらについても、会長が決定後に改めて委員の皆様にお示しいたします。